



# 郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●  
 郵政産業労働者ユニオン  
 東京地方本部  
 発行責任者 田中 孝史  
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3  
 京橋通郵便局 5F  
 TEL・FAX 03-3535-5447  
 piwutokyo@yahoo.co.jp

## 新春のつどい盛大に開催！

### 2019年を飛躍の年に

### 東京・関東地本主催



あいさつをする田中東京地本委員長

郵政産業労働者ユニオン東京地本と関東地本は、1月13日に2019年「新春のつどい」を文京区民センターで100名の参加で開催しました。

福田書記長・富田執行委員の司会で始まり、主催者を代表して田中東京地本委員長挨拶。続いて、日巻中央本部委員長の挨拶、乾杯の発声を昨年最も組織拡大の成果をあげた葛飾新宿支部の小泉支部長が行いました。

歓談の後、来賓の方々から挨拶を受けました。東京地評・松森事務局長、東京全労協・大森議長、JAL 争議団・細井さん、日本共産党から山添拓参議院議員・大山とも子都議会議員、2

0条裁判原告浅川さん、宇田川さんが挨拶しました。

新入組合員の紹介では銀座、王子、晴海、小石川支部と関東地本がおこないました。そして、練馬支部からの朗読劇「労契法20条裁判での会話」、恒例のくじ引き大会、西部・特定局・通病各支部からは新年の決意が話されました。

恒例の東京郵便合唱団からは2曲披露され、深山関東地本委員長の閉会挨拶、団結ガンバローを行った後全員で「頑張ろう」を合唱し、団結を固めました。

また、ハチミツ・9条カレンダー販売のご協力ありがとうございました。

参加者全員でガンバローを歌って最高潮！



## 大阪高裁でも勝利判決

### 郵政労契法20条、西日本裁判

1月24日、大阪高裁において、郵政労契法20条、西日本裁判の控訴審判決が言い渡されました。地裁判決を上回る判決で、東京高裁における東日本裁判に続き勝利判決を勝ち取りました。

契約社員に有給の病気休暇、夏期冬期休暇の不付与は不合理な格差認め、地裁判決を上回る総額433万5292円の損害賠償の支払いを命じました。また、住居手

当は全額支給を認め、祝日割増賃金については、一部(1月2日・3日)のみ認めました。一方、地裁判決で認めた扶養手当は認めない、年末年始手当、夏期冬期休暇、有給の病気休暇などについて、雇用期間が5年以下の契約社員には認めないという問題のある判断を示しました。

大阪地裁の勝利判決を糧に最高裁でのたたかい、格差解消に向けてたたかいを強化しよう。(写真2面)

した歌人がいる。第一歌集が遺歌集になってしまった。歌集『滑走路』萩原慎一郎。滑走路から飛び立つことを希っていたはずだが、叶わなかった▼「屋上で珈琲を飲む かるうじておれにも職がある現在」は「おぼくも非正規きみも非正規秋がきて牛井屋にて牛井食べる」こういう歌も。《いろいろと書いてあるのだ看護師のあなたの腕はメモ帳なのだ》▼中高一貫校に入り、いじめを受け、「その苦しい時期に出会ったのが短歌だったようです」と両親のあとがきにある。卒業後は自宅療養と通院で、時間をかけて大学を卒業し、「アルバイトや契約社員として少しずつ働けるようになってきたところ」と▼「非正規という言葉はこの国から一掃する」とこの国の首相は言っている。欺瞞と嘘にまみれた人である。▼《引き寄せてそして言葉を愛する われは》萩原さんの言葉を首相に進呈する。(い)

**東京**

1984年生まれ、2017年に32歳の若さで急逝

# 元気に滑り スキー交流会

## 楽しく交流



第7回地本主催のスキー交流会が1月20日～22日まで、群馬県の尾瀬岩鞍スキー場で開催されました。今回は、OBの方々が多く参加され3日間とも雪の降る天候でしたが、楽しく過ごすことができました。OBの方々の元気な滑りを見てみると、改めてスキーは生涯スポーツだと実感しました。若者がスキーやスノーボードを自由に楽しめる環境にしなければならぬとつくづく感じる交流会でした。

参加された皆さん、大変お疲れさまでした。来年又、皆様にお会い出来るのを楽しみにしています。

# ニュース

## 各種人事制度の改正について 年末年始手当の見直し

★年末年始手当の見直し  
 年末年始勤務手当は今年度から年末部分は廃止されました。

支給額、正社員、短時間勤務  
 □型社員は2500円、  
 期間雇用社員は4000円  
 (4時間以下は2000円)

★年末年始手当の見直し  
 年末年始勤務手当は今年度から年末部分は廃止されました。

1月3日に勤務した人に支給されます。支給要件は正社員、短時間社員、高齢再雇用社員、期間雇用社員。

これに対し会社は、「公務員時代の制度であり、今日的には繁忙期にお元気手当という認識は持っていない。時代の変化による見直し」と強弁しました。

支給期間の変更に伴い支給月が1月から2月に変更になります。

◆中央本部交渉は同業他社でも年末は通常業務とする会社の「論理」に対して、本部は「郵便において年末と年始は切り離せない特殊性がある」と対比させました。

年末年始手当の年末部分の廃止は、昨年の春闘での会社の回答で行われるようになりました。

この廃止は郵政20条裁判で年末年始手当を非正規社員に支給しないのは不合理という地裁判決が出され、それを会社は正社員に支給している手当を削減、廃止し、その原資で非正規社員に支給するということから行なったのです。均等待遇は下に合わせるのではなく上に合わせていくものです。これに反する会社の姿勢を改めさせていく必要があります。

1月24日大阪高裁前



東京高裁前  
 昨年12月13日



### 三面の行動日程

24日	沖縄県民投票実施日
19日	総がかり議員会館前行動 18時30分
24日	沖縄県民投票実施日
19日	総がかり議員会館前行動 18時30分
2日	第13回地方委員会
日	六五歳裁判支える会総会 和泉橋区民館 15時
日	10日 第7回中央委員会 全国書記長会議
日	東京総行動 8時45分 総務省前
日	第2回支部長会議 東部区民館 10時
25、28日	第12次オール郵政 沖縄連帯ツアー
27日	3月1日 地本労働相談
2日	地本執行委員会
3日	非正規社員のつどい
3月4日	正社員化と均等待遇を求め る本社前集会・院内集会
4日	地本春闘キャラバン行動 原発を全国集会
21日	代々木公園
31日	地本春のレク「花見」 亀戸中央公園
4月6日	地本執行委員会

